



® 平成 30 年 8 月 16 日 (木)

No. 14753 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ⑮

最近の営業秘密訴訟判決…………… (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (8)

知財の常識・非常識 ⑮

最近の営業秘密訴訟判決

桜坂法律事務所

弁護士 堀籠 佳典

1. はじめに

営業の自由や自由競争を基本とする近代的市民社会においても、競争の自由は無制限なものではなく、不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を害する行為等を「不正競争」としてこれを防止するものであり、他人の営業秘密の不正な取得・利用・開示の防止は、表示・形態の保護、信用の保護、技術管理体制の保護と並んで、同法が担う重要な役割の一つ

です。

不正競争防止法は、「営業秘密」を、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものと定義しています(不正競争防止法2条1項6号)。

営業秘密が漏洩した事件としては、変圧器用の電磁鋼板の製造プロセスおよび製造設備の設計図等が

化学・医薬・バイオ分野専門の特許調査

JAICI
化学情報協会

知財情報センター



0120-921-997

E-mail: ships@jaici.or.jp



SHIPS

特許調査 SHIPS



医薬(製剤含む)、農薬、遺伝子、細胞、抗体、食品、化粧品、ポリマー、有機EL、電池等、何でもご相談ください

外国ライバル会社に流出した新日鐵住金・ポスコ事件(平成24年提訴)、フラッシュメモリの仕様およびデータ保持に関する検査方法等が外国ライバル会社に流出した東芝・SKハイニックス事件(平成24年発生)などが多額の損賠賠償請求がなされた事件をとして知られています。

しかしながら、このように大きく報道される事件は別として、一般的には、営業秘密の流出が疑われる事案でも、流出の事実の把握や立証の困難等の理由により、司法による救済を受けることができる率は低いと考えられます¹。

2. 平成27年改正及び営業秘密管理指針の改訂(平成27年1月改訂)

営業秘密の保護を強化するため、不正競争防止法の平成27年改正(施行日:平成28年1月1日)は、営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制(2条1項10号、21条1項9号)、営業秘密侵害の未遂行為の処罰(21条4項)、営業秘密侵害罪の罰金刑の上限額引上げ(21条、22条)、犯罪収益の任意的没収規定の導入(21条10項)、営業秘密侵害罪の非親告罪化(21条5項)をしました。

さらに、同改正は、民事上の救済の実効性を上げるために、技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定規定(5条の2)を設け、営業秘密使用行為差止請求にについて除斥期間についても、「その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。」としました(15条)。

経済産業省も、平成27年1月、不正競争防止法による保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す「営業秘密管理指針」を全面改訂いたしました。平成27年改訂版(以下「管理指針」と言います。)²は、従来のものよりコンパクトとなり、読みやすい文書となっています。同指針には、「秘密管理性要件については、企業が、ある情報について、相当高度な秘密管理を網羅的に行った場合にはじめて法的保護が与えられるべきものであると考え、・・・適切ではない。」など、営業秘密保護に配慮した記載がなされています。また、平成28年2月には、「秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～」³が、同年12月には、「秘密情報の保護ハンドブックのてびきー情報管理も企業

力ー」⁴がそれぞれ策定・公表されています。

3. 最近の営業秘密訴訟判決(認容例)

上記のとおり、営業秘密の保護の要請は高くなっており、今後もその傾向は変わらないと思われます。以下では、現行の法制度において営業秘密の保護の状況を確認するため、今年の裁判例で不正競争防止法上の営業秘密の侵害が認められたものをいくつか見てみたいと思います((1) 秘密管理性、(2) 不正競争行為の成否、(3) 損害額の観点から)。

①知財高判平成30年3月26日・平成29年(ネ)第10007号(原審・東京地方裁判所立川支部平成26年(ワ)第1519号)(営業秘密:ソースコード等)

本件は、原告が被告に対し、原告が保有するというRF信号自動切換器に関するPCソースコード、マイコンソースコード、回路図データ、部品リストデータ及び基板データについて、被告が不正開示を受けて取得し、取得した営業秘密を使用して被告製品を製造販売したことは、不正競争防止法2条1項8号及び10号に該当する不正競争行為であると主張して、被告製品の製造販売の差止め、廃棄、損害賠償を求めた事案です(控訴審)。被告は、原告の元営業部部長が原告在任中に設立した会社であり、原告の元営業部課長が取締役に就任しており、商品開発業務を行っていた元取締役が入社するなどしています。

(1) 秘密管理性

判決は、

- ・被控訴人は、平成22年7月1日に就業規則を制定し、従業員に秘密保持義務を課していたこと
- ・被控訴人は、前身の丸栄電機時代の平成21年3月13日に情報セキュリティ管理の国際規格であるISO27001の要求事項に適合していると認証され、適合性審査を毎年更新しており、ISO規格の内部監査員養成セミナーを受けたシステム管理責任者らにより、従業員に対し、一般情報セキュリティ教育を行っていたこと
- ・被控訴人の資産台帳上、機器制御ソフトウェア、部品リストデータ、基板データ、回路図データは、公開レベル「秘密」と区分されて